

# 鹿児島県犯罪被害者等支援計画



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュッとちゃん」

【令和4年度～令和8年度】

令和4年3月  
鹿児島県

## 目 次

第1章	支援計画	
第1	はじめに（策定の趣旨）	1
第2	計画の位置づけ	2
第3	計画の期間及び施策の実施状況の公表	2
第4	基本方針	2
第5	重点課題	2
第6	推進体制	4
第2章	重点課題に係る具体的施策	
	＜施策体系図＞	6
第1	支援等のための体制整備への取組	
1	総合支援体制の整備	8
2	相談及び情報の提供等	9
3	人材の育成	16
4	民間支援団体に対する支援	17
第2	損害回復・経済的支援等への取組	
1	損害賠償の請求についての援助等	19
2	経済的負担の軽減	19
3	居住の安定	21
4	雇用の安定	22
第3	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	
1	保健医療サービス及び福祉サービスの提供	23
2	学校における支援	25
3	安全の確保	26
4	保護、捜査過程における配慮等	28
5	個人情報の適切な管理	28
第4	県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	
1	県民の理解の増進	29
2	学校における教育	32
第5	刑事手続への関与拡充への取組	
1	刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	35

## 第1章 支援計画

### 第1 はじめに（策定の趣旨）

犯罪被害者等の方々には、犯罪そのものによる直接的被害だけではなく、それに伴って生じる精神的なショック、再び被害に遭うのではないかとといった不安や、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失といった、二次的被害にも苦しんでいる方々が少なくありません。

このような現状を踏まえ、犯罪被害者及びその家族又は遺族の方々（以下、「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」という。）には、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国及び地方公共団体の責務が明記されました。

鹿児島県においては、平成19年11月に県庁内に「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し、国、市町村及び関係機関・団体と連携を図りながら、必要な時に必要な場所で必要な支援が受けられる、途切れることのない支援に努めているところです。

また、犯罪被害者週間を中心として、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターと共催で犯罪被害者支援フォーラムを開催する等、犯罪被害者等に対する県民の理解が深まるよう取組を進めてきたほか、性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、平成28年2月には、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター、県産婦人科医会、県警察と県の4者の協定による「性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称「FLOWER」（フラワー））」を設立し、運用を開始しました。

しかし、依然として、県内では日々様々な犯罪が発生しており、県民誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るためには、県、市町村及び関係機関・団体との連携・協力を推進するとともに、さらなる県民の理解の増進と犯罪被害者等支援に対する気運の醸成を図り、社会全体で犯罪被害者等を支えていく必要があります。

このような中で、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目指すため、令和3年12月に「鹿児島県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

今後、県全体の犯罪被害者等支援のさらなる充実を図るに当たり、支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第11条（計画の策定等）に基づき、新たに「鹿児島県犯罪被害者等支援計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

犯罪被害者等の気持ち、声を可能な限り聴き、犯罪被害者等の立場に立ち、寄り添う支援を目指します。

## 第2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第5条（地方公共団体の責務）及び条例第11条（計画の策定等）に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援の基本方針を明らかにするほか、支援や施策等を総合的かつ体系的にまとめたものです。

## 第3 計画期間及び施策の実施状況の公表

この計画は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし施策等の進捗状況及び犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画により実施した施策の実施状況については、条例第11条（計画の策定等）に基づき、毎年度、県ホームページ等により公表します。

## 第4 基本方針

国では、基本法に基づき策定した第4次犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）において、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図る目的を達成するため、施策の実施者が目指すべき方向・視点を示すものとして4つの基本方針を掲げています。

また、条例においては、第3条（基本理念）において、「犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、被害の状況に応じ、必要な支援が途切れることなく提供される」旨を定めています。

これらを踏まえて、本県においては、以下の4つの基本方針に基づき犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ体系的に推進していきます。

### 【4つの基本方針】

- ① 個人としての尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 必要な支援が途切れることなく提供されること
- ④ 国，県，市町村，民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものによる相互の連携及び協力の下で推進されること

## 第5 重点課題

条例及び基本計画を踏まえ、下記の5つの重点課題を掲げ、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。

## 【5つの重点課題】

### 1 支援等のための体制整備への取組

被害直後から様々な困難な状況に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、必要な時にいつでも必要な場所で情報の入手や相談を行うことができ、専門的な知識と技能によるきめ細かな支援を受けることができるよう、継ぎ目のない支援体制を市町村、民間支援団体、その他の関係機関・団体とともに構築していく必要があります。

特に、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援を必要としており、被害からの回復には長期間を要します。

また、その間に犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、犯罪被害者等のニーズも変化し、必要な支援内容も変化していきます。加えて、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要な支援の内容も変わっていきます。

したがって、犯罪被害者等がいつでも適切な支援を受けることができるよう、県による犯罪被害者等施策のほか、市町村や民間支援団体等による取組等の周知を図りながら、途切れることのない支援の取組を行う必要があります。

### 2 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるなど様々な被害を受けるほか、自宅が事件現場となったり、加害者から逃れる必要があるなどの理由から住居を移したり、犯罪等による被害や刑事に関する手続等に伴う負担についての雇用主等の無理解等の理由から、雇用関係の維持に困難をきたすなど、経済的困難に直面することも少なくありません。

加害者が損害賠償責任を果たさないため、十分な賠償を受けることができない場合も考えられます。したがって、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担が軽減されるよう取組を行う必要があります。

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等の多くは、犯罪等により、その生命・身体に重大な被害を受けるだけにとどまらず、自らやその家族が犯罪行為等の対象となったという事実からも精神的被害を受けます。さらに、将来再被害を受けることに対する恐怖や不安を抱く場合や、保護・捜査の過程、医療、福祉等の場で配慮に欠ける対応を受けたことにより二次的被害を受ける場合もあります。

したがって、犯罪被害者等が受ける精神的被害や身体的被害を回復、若しくは軽減し、又は未然に防止するための支援を行う必要があります。

#### 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等のための施策の効果を十分に発揮させるには、県民の理解・協力が必要です。犯罪被害者等は、地域社会において配慮や尊重がなされ、支えられることにより初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と県民の理解と協力が必要です。

したがって、様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止の重要性等に関する県民の理解や共感を深め、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を図る必要があります。

#### 5 刑事手続への関与拡充への取組

事件の正当な解決は、犯罪被害者等の被害の回復に不可欠であり、また、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資することから、犯罪被害者等が、刑事に関する手続等に適切に関与できる取組を行う必要があります。

### 第6 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体と役割分担を確認し、相互協力及び連携を図りながら、施策を進める必要があります。

庁内の関係課で構成する「鹿児島県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」、県内の関係機関や団体で構成される「鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会」や県内各警察署において設置、運営している「被害者支援ネットワーク」と連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく、同等の支援が受けられる体制整備を推進します。

#### 【推進体制を構成する会議等】

##### ※ 鹿児島県犯罪被害者等支援庁内連絡会議

犯罪被害者等の支援に関し、知事部局における各種施策の総合調整を行うことを目的として設置しています。

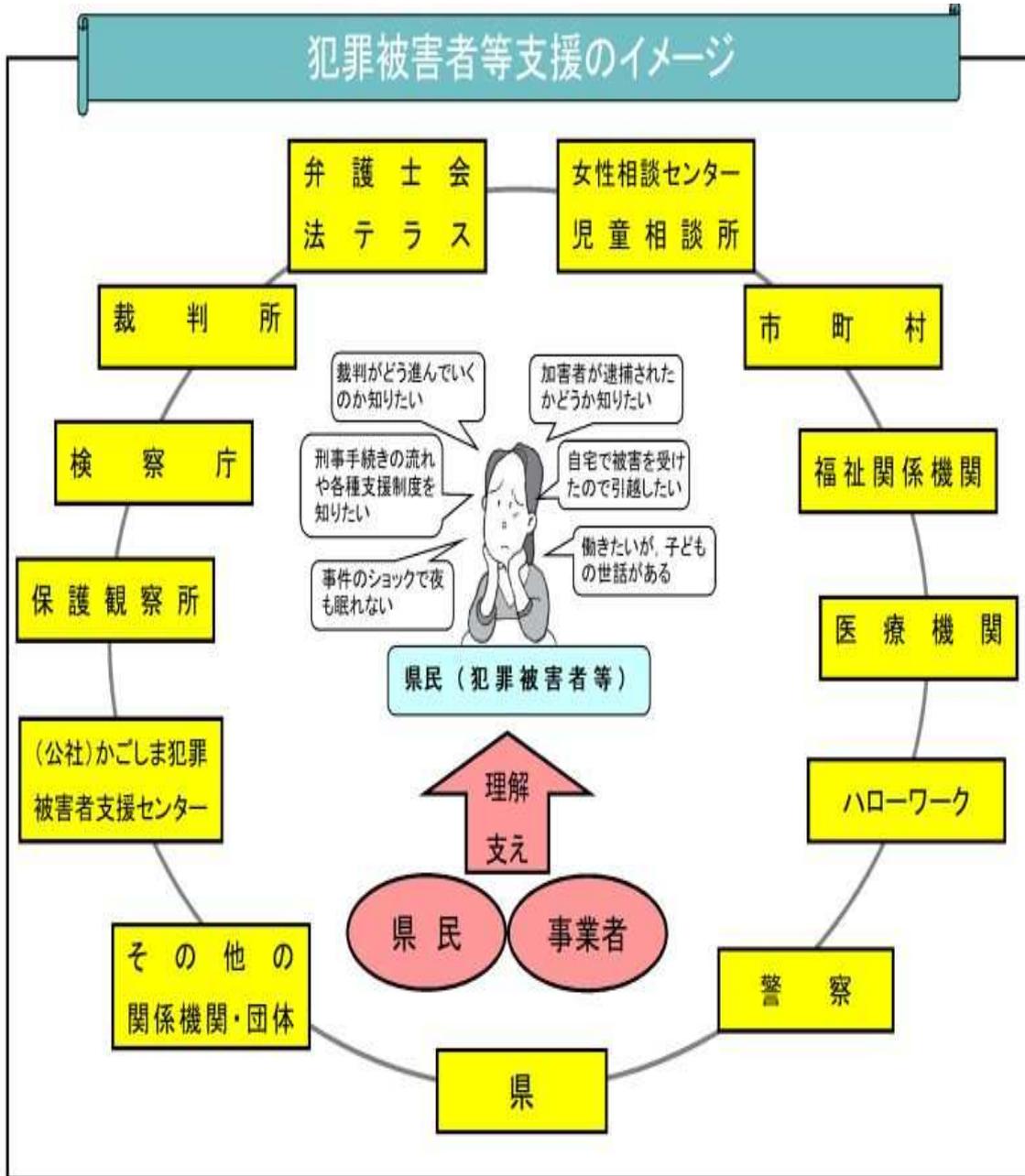
##### ※ 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会

行政機関及び民間団体等との相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等に対する支援、被害の回復等の施策を効果的に推進することを目的として設置しています。

##### ※ 警察署被害者支援ネットワーク

県内全ての警察署で被害者支援ネットワークを設置し、市町村、学校、医療機関、弁護士会等の関係機関・団体が被害者支援のあり方を検討するなど、地域に根ざしたきめ細やかな犯罪被害者支援活動を推進しています。

# 犯罪被害者等支援のイメージ



**施 策 体 系 図**

**第1 支援等のための体制整備への取組**

	頁	
1 総合的支援体制の整備 (条例第8～11条, 法第7条関係)	(1) 市町村への情報提供, 助言及び連携等	8
	(2) 「鹿児島県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」の開催	8
	(3) 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会や警察署被害者支援ネットワーク等の運用	8
	(4) 緊急支援態勢の整備	8
2 相談及び情報の提供等 (条例第13条, 法第11条関係)	(1) 県犯罪被害者等支援総合窓口における対応の充実	9
	(2) ワンストップ支援センターの相談受理体制の機能強化	9
	(3) 被害児童等への対応の充実	10
	(4) 警察における相談体制の充実等	10
	(5) 被害少年等が相談しやすい環境の整備	11
	(6) 指定被害者支援要員制度の適切な運用	11
	(7) 交通事故相談所の設置	11
	(8) 県における配偶者等からの暴力防止のための関係機関の連携	11
	(9) 配偶者暴力相談支援センターの機能充実	11
	(10) ストーカー事案, DV事案への適切な対応	12
	(11) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動	12
	(12) 生活困窮者自立支援制度の実施機関における犯罪被害者等に対する相談体制の充実	12
	(13) 認知機能が不十分な高齢者等に対する法的支援の周知	13
	(14) 学校内における連携及び相談体制の充実	13
	(15) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	13
	(16) 被害児童等が不登校になった場合における継続的支援の促進	13
	(17) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供の充実	14
	(18) 「被害者の手引」の内容の充実等	14
	(19) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	14
	(20) 刑事手続等に関する情報提供の充実	15
	(21) 性犯罪等被害者の相談窓口及び各種支援制度に関する情報提供	15
	(22) 犯罪被害者等支援に関する各種施策の情報提供の充実	15
	(23) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援	15
	(24) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	15
3 人材の育成 (条例第23条, 法第21条関係)	(1) 警察における職員研修等の充実	16
	(2) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能習得	16
	(3) 学校における相談対応能力の向上等(再掲1-2-(14)-イ)	16
	(4) 虐待を受けた児童の保護等に携わる者の研修の充実	16
	(5) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	16
	(6) 民間の団体の研修に関する支援	17
	(7) 犯罪被害者等支援に携わる者等に対する心理的影響への配慮	17
	(8) 交通事故相談員の資質の向上	17
	(9) 配偶者暴力相談支援センター・市町村担当職員対象の研修等の実施	17
	(10) 女性相談センター相談員等に対する研修の実施	17
	(11) 地域包括支援センター等の職員を対象とした研修の実施	17
	(12) 障害福祉従事者等に対する研修の実施	17
4 民間支援団体に対する支援 (条例第24条, 法第22条関係)	(1) 被害者支援センターの活動の支援及び広報等	17
	(2) 被害者支援センターとの連携・協力等	18

**第2 損害回復・経済的支援等への取組**

1 損害賠償の請求についての援助等 (条例第14条, 法第12条関係)	(1) 損害賠償請求制度等に関する情報提供(再掲1-2-(19))	19
	(2) 保険金支払の適正化	19
	(3) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実	19
	(4) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	19
2 経済的負担の軽減 (条例第15条, 法第13条関係)	(1) 犯罪被害給付制度等の運用	19
	(2) 性犯罪等被害者の医療費の負担軽減	20
	(3) カウンセリング等の費用の負担軽減	20
	(4) 医療現場における自立支援医療の利用の周知	20
	(5) 経済的負担の軽減に係る各種制度等の情報提供及び充実	20
	(6) 医療保険の円滑な利用の周知	20
3 居住の安定 (条例第18条, 法第16条関係)	(1) 公営住宅等への優先入居等	21
	(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	21
4 雇用の安定 (条例第19条, 法第17条関係)	(1) 事業者に対する理解の増進	22
	(2) 個別労働紛争解決制度の活用	22
	(3) 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発	22

### 第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (条例第16条, 法第14条関係)	(1) 「かごしま医療情報ネット」によるPTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供等	23
	(2) 医療現場における自立支援医療の利用の周知(再掲2-2-(4))	23
	(3) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進	23
	(4) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	23
	(5) 高次脳機能障害者への支援の充実	23
	(6) 被害少年等に対応している思春期精神保健の支援者に対する技術支援	24
	(7) 被害少年等のための治療等の専門家の養成, 体制整備及び施設の増強のため施策の実施	24
	(8) 里親制度の充実	24
	(9) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等	24
	(10) ワンストップ支援センターの相談受理体制の機能強化(再掲1-2-(2))	24
	(11) 性犯罪等被害者の相談窓口及び各種支援制度に関する情報提供(再掲1-2-(21))	25
	(12) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の提供	25
	(13) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	25
2 学校における支援 (条例第22条第2項, 法第14条関係)	(1) 被害児童等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携	25
	(2) 被害児童等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	25
	(3) 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進	26
3 安全の確保 (条例第17条, 法第15条関係)	(1) 加害者に関する情報提供の適正な運用及び再被害防止措置の推進	26
	(2) 警察における保護対策の推進	26
	(3) 再被害防止に向けた関係機関の連携の強化	26
	(4) 児童相談所等による一時保護等の適正な運用(再掲 2-3-(2)-ア)	27
	(5) 児童相談所の一時保護所で, 虐待を受けた子供と非行児童の混合処遇を改善させる体制整備の充実(再掲2-3-(2)-イ)	27
	(6) 児童虐待の防止, 早期発見・早期対応のための体制整備等	27
	(7) 児童虐待防止のために行う死亡事例等の検証の実施	27
	(8) ストーカー事案, DV事案への適切な対応(再掲1-2-(10))	27
4 保護, 捜査過程における配慮等 (条例第20条, 法第19条関係)	(1) 警察における職員研修等の充実(再掲1-3-(1))	28
	(2) 性犯罪捜査担当部門への女性警察官の配置等	28
	(3) 被害児童からの事情聴取における配慮	28
	(4) 犯罪被害者等のための施設改善	28
5 個人情報の適切な管理 (条例第25条関係)	(1) 犯罪被害者等に関する情報の保護	28
	(2) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	28

### 第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 県民の理解の増進 (条例第21条, 法第20条関係)	(1) 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発活動の実施	29
	(2) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する広報啓発活動の実施	29
	(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進(再掲1-2-(24))	29
	(4) 若年層に対する広報・啓発	29
	(5) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動(再掲1-2-(11))	30
	(6) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発活動の実施	31
	(7) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	31
	(8) 県民の理解の増進を図るための情報提供の実施	31
	(9) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての県民の理解の増進	32
	(10) 交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進	32
	(11) 交通事故の実態及びその悲しさについての理解の増進のためのデータの公表	32
2 学校における教育 (条例第22条第1項, 法第20条関係)	(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	32
	(2) 学校や地域における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	32
	(3) 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実	33
	(4) 児童生徒を対象とした暴力抑止のための参加型学習への取組	33
	(5) 性犯罪等対策に関する教育の推進	33
	(6) 家庭における命の教育への支援の推進	33
	(7) 犯罪被害者等による講演会の実施	33

### 第5 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 (法18条関係)	(1) 告訴・告発, 被害の届出等の適切な受理	35
	(2) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	35
	(3) 日本司法支援センターとの連携と情報提供	35
	(4) 刑事手続等に関する情報提供の充実(再掲1-2-(20))	35
	(5) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	35
	(6) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	35
	(7) 捜査に関する適切な情報提供等	35
	(8) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等	36

## 第2章 重点課題に係る具体的施策

### 第1 支援等のための体制整備への取組

#### 1 総合支援体制の整備（条例第8～11条，法第7条関係）

##### (1) 市町村への情報提供，助言及び連携等

###### ア 市町村への情報提供，助言及び連携等

市町村において，犯罪被害者等支援に関する施策を適切かつ円滑に推進できるよう必要な情報の提供，助言等の支援を行います。また，市町村等と連携して，多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応じた支援の推進に努めます。

【くらし共生協働課】

###### イ 「市町村犯罪被害者等施策主管課担当者等会議」の開催

市町村の犯罪被害者等支援担当者等を対象とした「市町村犯罪被害者等施策主管課担当者等会議」を開催し，連携・協力による犯罪被害者等支援が必要な事案に対応できるよう，各種情報提供及び研修等の実施に努めます。

【くらし共生協働課，警察本部】

##### (2) 「鹿児島県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」の開催

庁内関係部局により構成する「鹿児島県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し，関係部局が相互に連携・協力して，犯罪被害者等支援を総合的かつ効果的な推進を図り，途切れることのない支援に努めます。

【くらし共生協働課】

##### (3) 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会や警察署被害者支援ネットワーク等の運用

- ・ 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会及び各警察署単位で設置している被害者支援ネットワークなどの開催を通じて，犯罪被害者等の置かれている立場への理解を深めるための研修や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなど，事案への対応能力の向上を図ります。
- ・ 犯罪被害者等支援に携わる関係機関等との定期的な会議を開催し，活動状況等の情報共有や意見交換会等を実施するなど，犯罪被害者等支援を担当する職員等の意識の向上を図ります。

【くらし共生協働課，警察本部】

##### (4) 緊急支援態勢の整備

- ・ 犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合には，関係機関等が相互に連携・協力して，当該事案に対応するための支援の態勢を整え，必要な緊急の支援を実施します。また，県において，県と市町村の関係部局等における窓口担当者相互の連絡体制整備に努めます。
- ・ 事案発生時に迅速・確実に対応できるよう，県警察において具体的事例を想定した実践的シミュレーション訓練等を実施します。
- ・ 犯罪被害者等支援についての相談対応や情報提供，適切な関係機関・団体への橋渡しなど，犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため，鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会等において，「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センタ

一」(以下「被害者支援センター」という。)の支援活動員を交えた、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する研修を行います。【くらし共生協働課, 警察本部】

※ 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターとは

鹿児島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、犯罪や交通事故等の被害にあわれた方とご家族などに対して、電話相談、病院等への付添いなど精神的なケアをはじめ様々な支援を行っている民間支援団体です。

## 2 相談及び情報の提供等(条例第13条, 法第11条関係)

### (1) 県犯罪被害者等支援総合窓口における対応の充実

- ・ 「県犯罪被害者等支援総合窓口」(以下「県総合窓口」という。)において、相談対応を実施するとともに、相談内容に応じ、個別相談窓口や各種施策の案内を実施します。また、各種相談窓口について県ホームページ等により情報の提供に努めます。
- ・ 県総合窓口において、庁内関係部局との連携・協力により、専門職員(精神科医、保健師、臨床心理士や公認心理師等)が配置された相談窓口の案内を行います。
- ・ 国の主催する犯罪被害者等支援研修に参加するなど、職員の知識・技能の習得や情報収集に努めます。【くらし共生協働課】

※ 県犯罪被害者等支援総合窓口とは

犯罪被害に関する全般の相談対応や相談内容に応じて、個別の相談窓口を案内、情報提供等を行うなど、関係機関との総合調整を図っており、くらし共生協働課内に設置しています。

### (2) ワンストップ支援センターの相談受理体制の機能強化

#### ア 県における性犯罪・性暴力被害者支援への取組の促進

- ・ 性犯罪・性暴力(以下「性犯罪等」という。)被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称「FLOWER」(フラワー))」(以下「FLOWER」という。)の相談拠点における国の夜間休日コールセンターと連携した相談受理体制の機能強化に努めるほか、「FLOWER」の相談電話「#8891(全国共通短縮ダイヤル)」の周知等を図ります。
- ・ 様々な性犯罪等被害者への適切な対応や支援が行うことができるよう、対応能力の向上に努めます。【くらし共生協働課】

※ ワンストップ支援センターとは

性犯罪等被害者に対し、被害直後から、医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援などの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する(当該支援を行っている関係機関・団体につなぐことを含む。)ことにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止すること等を目的として設置されたものです。

※ 性暴力被害者サポートネットワークかごしまとは

性被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め、必要で途切れのない支援が迅速に受けられるように、被害者支援センター、県産婦人科医会、県警察と県が連携・協力して支援するネットワークです。

#### イ 性犯罪等被害者等に対する産婦人科等医療機関と連携した支援

- ・ 「FLOWER」を活用し、性犯罪等被害者に対し、産婦人科等医療機関と連携した緊急避妊等の必要な支援を行います。
- ・ 県産婦人科医会等とともに定期的な情報交換等を行い、支援の充実を図ります。【くらし共生協働課】

#### ウ 性犯罪等被害者対応における看護師等の育成等

県産婦人科医会や医療機関に対し、性犯罪等被害者支援の知識・技能を習得した看護師等の育成や支援について協力依頼を行います。【くらし共生協働課】

### (3) 被害児童等への対応の充実

#### ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

- ・ 被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。
- ・ 「スクールカウンセラー配置事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」等のほか、教育庁に配置しているスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣等、必要に応じて対応できる体制の充実を図ります。
- ・ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など、相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等に努めます。

【義務教育課，高校教育課，学事法制課】

※ スクールカウンセラーとは

いじめや不登校など、悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する教育相談及び教職員への助言等を行うため、児童生徒への心理的な支援に関して専門的な知識及び経験を有する者です。

※ スクールソーシャルワーカーとは

福祉等関係機関との連携を通じた児童生徒の生活環境等への働きかけにより、児童生徒の課題解決を図るため、福祉等の専門的な知識や経験を有する者です。

#### イ 「FLOWER」の広報啓発

「FLOWER」について、教育委員会等を通じて児童生徒及びその保護者に窓口や各種支援施策等の周知を図ります。【くらし共生協働課】

### (4) 警察における相談体制の充実等

#### ア 相談体制の充実等

全国統一の警察相談専用電話「#9110」のほか、性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103 (ハートさん)」，少年相談に関する相談窓口等の設置，性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置，交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。【警察本部】

※ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」とは  
警察では、性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103）を導入しています。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながります。

#### イ 性犯罪被害相談の適切な対応等

- ・ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が適切に対応します。
- ・ 犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を推進します。

【警察本部】

#### (5) 被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして周知・広報を図るとともに、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図ります。

【警察本部】

#### (6) 指定被害者支援要員制度の適切な運用

被害者支援要員として指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等に対して、付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援センター等の関係機関・団体の紹介を行うなど、指定被害者支援要員制度を適切に運用します。

また、警察職員に対する研修、教育等の充実に努めます。 【警察本部】

#### (7) 交通事故相談所の設置

県交通事故相談所において、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談への適切な対応及び関係機関・団体の紹介・あっせんを行います。

【くらし共生協働課】

#### (8) 県における配偶者等からの暴力防止のための関係機関の連携

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）事案の防止及びDV被害者の保護のために、配偶者等からの暴力対策会議を開催し、関係機関によるネットワークの構築を図ります。

【男女共同参画室】

#### (9) 配偶者暴力相談支援センターの機能充実

配偶者暴力相談支援センターやその他の相談窓口について、県ホームページに掲載し、相談者が希望の窓口へアクセスしやすくなることを図るなど、利便性の向上に努めます。

【男女共同参画室】

※ 配偶者暴力相談支援センターとは

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため相談に応じ、一時保護や自立支援のための情報提供等の援助を行う施設・機関で、県では9か所（県女性相談センター、県男女共同参画センター、7か所の各地域振興局・支庁）指定しています。

(10) ストーカー事案，DV事案への適切な対応

- ・ ストーカー事案やDV事案等については，被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進します。
- ・ 関係機関・団体と平素から事案対応のための連携体制の強化を図ります。

【警察本部】

(11) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動

ア 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実

- ・ 被害児童生徒及びその保護者の相談等については，教職員及びスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。
- ・ 24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」，SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。

【義務教育課，高校教育課】

※ かごしま教育ホットライン24とは

夜間・休日を含め24時間体制で運営し，いじめ問題等に悩んでいる子どもや保護者等が，いつでも相談できる相談窓口です。

イ 学校教育における情報モラル教育の推進

学習指導要領に基づき，情報モラル教育が着実に実施されるよう指導するとともに，情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど，教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。

【義務教育課，高校教育課】

ウ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷を行わないための人権教育の推進

人権教育を推進する教職員の資質の向上を図り，児童生徒が人権意識をもってSNSを含むインターネットを利用することができるよう，人権教育に係る各種研修会等の実施など，人権教育の充実に努めます。

【人権同和教育課】

エ 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進

県民一人ひとりが，個人のプライバシーや名誉などの人権に関する正しい理解と認識を深め，人権意識をもってインターネットを利用することができるよう，関係機関と連携して啓発活動を積極的に推進します。

【人権同和対策課】

オ インターネット上での人権侵害行為への対応

インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については，関係機関と連携・協力し，削除要請等の対応を行います。

【人権同和対策課】

(12) 生活困窮者自立支援制度の実施機関における犯罪被害者等に対する相談体制の充実

生活困窮者自立支援制度の実施機関において，生活に困窮している犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めます。

【社会福祉課】

※ 生活困窮者自立支援制度とは

生活困窮者自立支援法に基づき，生活上の様々な困難に直面している方々が，自ら問題の解決を図り，自立した生活を送れるよう，一人ひとりの状況に応じた支援をするものです。

(13) 認知機能が不十分な高齢者等に対する法的支援の周知

県ホームページ上において、認知機能が不十分な高齢者や障害者に対する法的支援を行う日本司法支援センター（法テラス）の業務について県民への周知を図ります。 【高齢者生き生き推進課】

※ 日本司法支援センター（法テラス）とは

国によって設立された、法的トラブルの解決のための総合案内所です。

(14) 学校内における連携及び相談体制の充実

ア 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実

- ・ 被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。
- ・ 24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」、SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。
- ・ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など、相談体制の充実を図られるよう必要な情報提供等を行います。

【義務教育課，高校教育課，学事法制課】

イ 学校における相談対応能力の向上等

教育センターにおいて「短期研修（生徒指導）」や「子供の明日を拓く生徒指導チーム体制構築プログラム」を実施し、カウンセリングマインドを活かした児童生徒への理解及び教職員の実践的指導力の向上を図ります。

【義務教育課，高校教育課】

(15) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

ア 児童等が被害者となる事案が発生した場合の連携・協力及び当該児童生徒等への対応

- ・ 教育委員会や関係機関との連絡会を活用して、定期的な情報交換を行うよう指導助言を行います。
- ・ 各学校における相談体制充実のため、相談員等の各派遣事業や相談機関の周知を行います。 【義務教育課，高校教育課】

イ 臨床心理士資格の職員の配置

教育庁にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、各学校における緊急事案や困難事案への対応及び教職員への助言，関係機関と連携した対応等を行います。 【義務教育課，高校教育課】

※ スクールカウンセラースーパーバイザーとは

スクールカウンセラーの資質の向上及び発展のために、スクールカウンセラーの中から学校教育全般に精通し、学校教育相談の知識・技量のある者を一定の基準により、県で認定された上位資格者のことです。

(16) 被害児童等が不登校になった場合における継続的支援の促進

ア 臨床心理士等のスクールカウンセラー，生徒指導アドバイザー等の派遣による継続的支援

- ・ 被害児童生徒への心理的支援に関して高度で専門的な知識及び技能を有するスクールカウンセラーをすべての公立小・中・義務教育学校及び特別支援学校に派遣し、児童等の心のケアや保護者・教職員への助言を行います。
- ・ 必要に応じて、「生徒指導アドバイザー」やスクールカウンセラースーパーバイザーを派遣します。 【義務教育課，高校教育課】

※ 生徒指導アドバイザーとは

いじめや不登校など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、専門的な知識や経験を有する臨床心理士や大学教授等を言います。

#### イ 犯罪被害者等である児童等が問題を抱えるに至った場合における継続的支援

- ・ 児童等のケアに関し、ケース会議等を活用して学校と児童相談所等の関係機関との連携を充実させるよう指導助言を行います。
- ・ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など、相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等を行います。

【義務教育課，高校教育課，学事法制課】

### (17) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関への情報提供の充実

#### ア 県産婦人科医会等との連携・協力の充実・強化等

県産婦人科医会等との合同研修会等を開催するとともに、医会に対し、犯罪被害者支援等に関する情報提供を行い、各医療機関等へ提供されるよう努めます。 【くらし共生協働課】

#### イ 精神保健福祉センターや保健所等と犯罪被害者支援関係機関・団体との連携強化や情報提供，相談体制の推進

精神保健福祉センターや保健所等において、相談対応や関係機関との連携強化の充実を図ります。 【障害福祉課】

### (18) 「被害者の手引」の内容の充実等

#### ア 「被害者の手引」の充実及び配布

刑事手続・少年保護事件の手続，警察その他の関係機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について，分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に交付するとともに，その内容の充実を図ります。

【警察本部】

#### イ 外国語版の「被害者の手引」の作成

外国人に対して警察の被害者支援制度等を分かりやすく記載した外国語版の「被害者の手引」を作成・配布するとともに，外国人を対象とする防犯教室，自治体の外国人向けの広報誌などを通じ，警察の犯罪被害者支援施策について周知します。

【警察本部】

### (19) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介する冊子，パンフレット等の内容を充実させるとともに，県犯罪被害者等支援総合窓口や，警察本部，各警察署，運転免許センターの窓口等に備え

付け、また各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、制度の周知を図ります。

【警察本部，くらし共生協働課】

**(20) 刑事手続等に関する情報提供の充実**

刑事手続等や関係機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について、分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に交付し、早期の情報提供に努めます。

【警察本部】

**(21) 性犯罪等被害者の相談窓口及び各種支援制度に関する情報提供**

**ア 性犯罪等被害者への各種支援制度の情報提供**

- ・ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」や「FLOWER」の相談電話「#8891（全国共通短縮ダイヤル）」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪等被害者が情報入手する際の利便性の向上に努めます。
- ・ 事件化を望まない性犯罪等被害者に対しても、「FLOWER」と連携し、その心情に配慮した対応を図ります。

【警察本部，くらし共生協働課】

**イ 「FLOWER」の相談窓口の広報啓発**

「FLOWER」を紹介するポケットカード等の配布のほか、各種広報媒体を介して広報啓発を行い、性犯罪等被害者が支援を受けやすくなるよう情報提供に努めます。

【くらし共生協働課】

**(22) 犯罪被害者等支援に関する各種施策の情報提供の充実**

- ・ 県ホームページ上において、犯罪被害者等の支援に関する各種施策や施策担当窓口等の情報提供を行います。
- ・ 各種支援制度や相談対応窓口等を掲載したハンドブックなどを作成し、犯罪被害者等や犯罪被害者等支援に携わる者への情報提供に努めます。

【くらし共生協働課】

**(23) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援**

海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めます。

【警察本部】

**(24) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進**

**ア 潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進**

「犯罪被害者支援フォーラム」や「くらし安全・安心県民大会」等の様々な機会を通じて、性犯罪等被害者、犯罪被害に遭った児童等及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。

【くらし共生協働課，警察本部】

※ 「犯罪被害者支援フォーラム」

犯罪被害者等の置かれている現状と支援の必要性について、支援に携わる関係者への研修を行い、また、広く県民一般に対し、犯罪被害者等への理解を促進するために、毎年、被害者支援センターが主催で開催しているものです。

※ 「くらし安全・安心県民大会」とは

県民の防犯及び交通安全意識，犯罪被害者等に対する支援意識の高揚を図り，県民総ぐるみで犯罪や交通事故を防止するとともに，犯罪被害者等を思いやるまちづくりの実現を図ることを目的として開催しているものです。

#### イ 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実

- ・ 被害児童生徒及びその保護者の相談等については，教職員及びスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。
- ・ 24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」やSNSによる相談・通報窓口，県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。
- ・ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など，相談体制の充実に図られるよう必要な情報提供等を行います。

【義務教育課，高校教育課，学事法制課】

### 3 人材の育成（条例第23条，法第21条関係）

#### (1) 警察における職員研修等の充実

警察職員に対する各種教養時に犯罪被害者等支援の意義，具体的な支援要領に関する教養を行います。特に，犯罪被害者等支援を担当する職員に対しては，公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行います。

【警察本部】

#### (2) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能習得

被害少年からの事情聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため，事情聴取場面を想定したロールプレイング方式の実践的な研修を実施するなど，被害少年の負担軽減に配慮しつつ，効果的な研修の実施に努めます。

【警察本部】

#### (3) 学校における相談対応能力の向上等(再掲1-2-(14)-イ)

教育センターにおいて「短期研修（生徒指導）」や「子どもの明日を拓く生徒指導チーム体制構築プログラム」を実施し，カウンセリングマインドを活かした児童生徒への理解及び教職員の実践的指導力の向上を図ります。

【義務教育課，高校教育課】

#### (4) 虐待を受けた児童の保護等に携わる者の研修の充実

市町村の児童福祉及び母子保健担当職員を対象とした全体研修や地域振興局単位による実務研修を開催します。

【子ども家庭課】

#### (5) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

- ・ 庁内各課や他機関等と連携し，犯罪被害者等支援に携わる民間支援員も対象とした研修を開催するとともに，国が主催する研修等への参加を促すなど，民間支援員の養成の支援を行います。
- ・ 犯罪被害者等が必要とする支援についての相談対応や情報提供，適切な機関・団体への橋渡しなど，支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を担う被害者支援センター支援員の育成の支援を行います。

【くらし共生協働課，警察本部】

(6) 民間の団体の研修に関する支援

被害者支援センターに対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行います。【警察本部】

(7) 犯罪被害者等支援に携わる者等に対する心理的影響への配慮

- ・ 犯罪被害者等支援に携わる者等の二次受傷による心身への健康被害について、各種会議や研修等を通じて周知に努めます。
- ・ 犯罪被害者等支援に携わる職員は、二次受傷を被りやすい立場にあることから、メンタルヘルスに関する研修を行うとともに、精神科医、臨床心理士等のカウンセリングの機会を設けるなど、配慮に努めます。

【くらし共生協働課，警察本部】

※ 二次受傷とは

自分自身は被害を受けていなくても、被害者の話に耳を傾けることで、まるで自分が被害に遭ったような経験をしてしまうことをいいます。

(8) 交通事故相談員の資質の向上

相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談員を国の主催する研修会に出席させるなど、相談員の相談対応能力の向上に努めます。

【くらし共生協働課】

(9) 配偶者暴力相談支援センター・市町村担当職員対象の研修等の実施

県内の配偶者暴力相談支援センターや市町村担当課等の配偶者暴力に関する相談窓口の相談員及び職員を対象とした相談の適切な対応や関係機関との連携の充実を図るための研修を実施し、相談員の資質向上に努めます。【男女共同参画室】

(10) 女性相談センター相談員等に対する研修の実施

家庭環境の破綻、生活困窮等様々な悩みや問題を抱える女性の相談に加え、DV被害者の相談など、複雑多岐にわたる内容の相談に対応するため、女性相談センター相談員等を対象とした研修を実施し、相談員の資質向上を図ります。

【子ども家庭課】

(11) 地域包括支援センター等の職員を対象とした研修の実施

高齢者に対する虐待を防止するため、市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした高齢者虐待防止研修を実施し、対応力の強化を図ります。

【介護保険室】

(12) 障害福祉従事者等に対する研修の実施

関係機関と連携を図りながら、障害のある人への虐待の未然防止、早期発見、適切な支援が実施できる体制を構築するため、「障害者虐待防止、権利擁護研修」を実施し、障害福祉従事者、施設管理者、市町村窓口職員等の資質向上に努めます。【障害福祉課】

4 民間支援団体に対する支援（条例第24条，法第22条関係）

(1) 被害者支援センターの活動の支援及び広報等

ア 被害者支援センターを周知するための広報活動の促進

被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援フォーラム」に協力すると

ともに、市町村をはじめとする関係機関に対し、各種広報媒体を活用して「犯罪被害者支援フォーラム」の開催を周知するなど、同センターの活動を支援します。  
【くらし共生協働課】

#### **イ 被害者支援センターの運営に関する支援の充実、活動内容の広報**

被害者支援センターに対する財政的援助の充実に努めるとともに、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者への援助を行う同センターの意義・活動等について広報します。また、被害者支援センターの研修等に関する講師の派遣等の支援を行います。

【警察本部，くらし共生協働課】

#### **(2) 被害者支援センターとの連携・協力等**

- ・ 犯罪被害者等に対し、支援において秘密が守られることなどを十分説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を被害者支援センターに提供し、同センターと連携、協力して犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。
- ・ 被害者支援センターによる支援が全国的に一定の水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同センターの運営及び活動に協力します。

【警察本部】

## 第2 損害回復・経済的支援等への取組

### 1 損害賠償の請求についての援助等（条例第14条，法第12条関係）

#### (1) 損害賠償請求制度等に関する情報提供（再掲 1-2-(19)）

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介する冊子，パンフレット等の内容を充実させるとともに，県犯罪被害者等支援総合窓口や，警察本部，各警察署，運転免許センターの窓口等に備え付け，また各種会合の機会や各種広報媒体を活用して，制度の周知を図ります。

【警察本部，くらし共生協働課】

※ 犯罪被害者の方々へ（冊子）【検察庁発行】～<http://www.kensatutyou.go.jp/>

#### (2) 保険金支払の適正化

##### ア 公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける無料の法律相談等について広報

県交通事故相談所において，弁護士による無料の交通事故相談・示談あっせん・審査を行う日弁連交通事故相談センターについての紹介周知等を行います。

【くらし共生協働課】

※ 日弁連交通事故相談センターとは

県内の担当弁護士が法律的な相談のほか，様々な相談に応じている窓口です。

##### イ 交通事故相談所での相談，事故被害者救済の政府保障事業の広報等

県交通事故相談所において，交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について，面接・電話相談を行うとともに，政府保障事業（ひき逃げや無保険車等の人身事故による被害者に対する損害補填等の支援）に関する広報等を実施します。

【くらし共生協働課】

##### ウ 交通事故相談所での弁護士無料法律相談の実施

県交通事故相談所において，弁護士による交通事故に関する無料相談を行います。

【くらし共生協働課】

#### (3) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実

公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター，県弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し，暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。

【警察本部】

#### (4) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

預金口座等への振込を利用して行われる特殊詐欺等の犯罪行為の被害者に対し，被害回復分配金が支払われるよう，金融機関に対して，預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うとともに，犯罪被害者等に対し，被害回復に資する各種制度を教示するなど情報提供を行います。

【警察本部】

## 2 経済的負担の軽減（条例第15条，法第13条関係）

### (1) 犯罪被害給付制度等の運用

- ・ 犯罪被害給付制度について，各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに，犯罪被害者等への確実な教示を行います。

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給に係る鹿児島県公安委員会の裁定が事案の内容に即して迅速かつ適正に行われるよう努めるとともに、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善がなされるように努めます。
- ・ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、同制度の周知に努めます。 **【警察本部】**

※ 犯罪被害給付制度とは

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。

※ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度とは

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。

**(2) 性犯罪等被害者の医療費の負担軽減**

性犯罪等被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担制度の適切な運用を図るとともに、制度の周知に努めます。 **【警察本部、くらし共生協働課】**

**(3) カウンセリング等の費用の負担軽減**

カウンセリング費用等の公費負担制度の適切な運用を図るとともに、制度の周知に努めます。 **【警察本部、くらし共生協働課】**

**(4) 医療現場における自立支援医療の利用の周知**

精神的被害によりPTSDなどの治療に必要な精神疾患に罹患した場合、自立支援医療（精神通院医療）の利用が可能であることの周知を図ります。

**【障害福祉課（精神保健センター）】**

※ 自立支援医療（精神通院医療）とは

適正な精神医療を普及し早期治療を図るため、県が指定した医療機関に通院して精神医療を受ける場合に、対象医療費の1割を自己負担とする医療費公費負担制度のことです。

**(5) 経済的負担の軽減に係る各種制度等の情報提供及び充実**

犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減に係る各種制度等について、犯罪被害者等や市町村等への情報提供を行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資するための施策の充実等に努めます。 **【くらし共生協働課】**

**(6) 医療保険の円滑な利用の周知**

被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付を受けることが可能であることの周知を図ります。

**【国民健康保険課】**

### 3 居住の安定（条例第18条，法第16条関係）

#### (1) 公営住宅等への優先入居等

##### ア 犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居等の実施

- ・ 犯罪被害者等から県営住宅入居に係る相談を受理した場合，県警に事実確認等を行った上で，優先入居を認めることにより，居住の安定を図ります。
- ・ 公営住宅法規定の収入要件を満たさない犯罪被害者等については，目的外使用により居住の安定を図ります。 【住宅政策室】

##### イ 犯罪被害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援

- ・ 犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため，県居住支援協議会と連携して住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進及び普及啓発に努めます。
- ・ 空き家を活用し犯罪被害者等の住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅として利用するための改修工事を行い，「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく「セーフティネット住宅」として登録する場合，事業を行う空き家の所有者等に補助する市町村に対し，費用の一部助成を行います。 【住宅政策室】

※ セーフティネット住宅とは

住宅確保要配慮者（高齢者，障害者，子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅として，都道府県等に登録された賃貸住宅です。

##### ウ 県総合窓口における各市町村優先入居等の案内

県総合窓口において，各市町村の優先入居の手续や担当窓口等について情報集約に努め，相談者に情報提供を行います。 【くらし共生協働課】

#### (2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

##### ア 児童相談所等による一時保護等の適正な運用

- ・ 児童相談所では，児童の状況に応じて一時保護の必要性を判断し，児童相談所の一時保護所や施設への委託により一時保護を行います。
- ・ 女性相談センターでは，DV被害者等について，適当な寄宿先がなく，その者に危害が及ぶことを防ぐため保護することが必要な場合に相談に応じます。 【子ども家庭課】

##### イ 児童相談所の一時保護所で，虐待を受けた子供と非行児童の混合処遇を改善させる体制整備の充実

一時保護する児童の状況に応じて個別処遇や他の児童福祉施設等への一時保護委託を行います。また，一時保護所について，安全・安心で適切なケアを提供するための環境整備等に努めます。 【子ども家庭課】

##### ウ 婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化による入所者に対する日常生活支援の充実

婦人保護施設については，県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を超えて，その設備及び運営を向上させるよう努めるとともに，母子生活支援施設では，母子と一緒に生活しながら，共に支援を受けること

ができる施設の特性を生かし、生活困窮やDV被害に苦しむ母親や子どもたちが安心して生活できるよう様々な支援を行います。【子ども家庭課】

#### エ 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所が確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度の積極的な運用を図ります。【警察本部】

### 4 雇用の安定（条例第19条，法第17条関係）

#### (1) 事業者に対する理解の増進

職場における二次的被害の防止及び従業員である犯罪被害者等の就労について配慮するため、各種行事や様々な媒体、事業者の団体等を通じて情報提供や犯罪被害者等支援に関するチラシ等を配布するなどの広報啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解の増進を図ります。【くらし共生協働課，雇用労政課】

#### (2) 個別労働紛争解決制度の活用

##### ア 個別労働紛争解決制度の周知・啓発

- ・ 「労働セミナー」において制度の説明を実施します。
- ・ 広報誌「労働かごしま」に制度内容を掲載する等啓発に努めます。【雇用労政課】

※ 個別労働紛争解決制度とは

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく3つの紛争解決援助制度（労働相談，助言・指導，あっせん）です。

##### イ 労働問題相談窓口の設置及び周知

県民からの労働に関する相談に対応するため、関係部局内に社会保険労務士の資格を有する相談員を配置した労働問題相談窓口を設置するとともに、活用のための周知を図ります。【雇用労政課】

#### (3) 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発

「労働セミナー」等の機会を捉えて、「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」に対する周知・啓発を図ります。【雇用労政課】

### 第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

#### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（条例第16条，法第14条関係）

##### (1) 「かごしま医療情報ネット」によるPTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供等

PTSD等の治療に対応できる医療機関について、「かごしま医療情報ネット」を通して情報提供を行います。【保健医療福祉課，障害福祉課（精神保健センター）】

※ 「かごしま医療情報ネット」とは

県内の医療機関（病院，診療所，歯科診療所及び助産所）及び薬局の場所や交通アクセス，業務内容などを検索し，利用する際の参考にしていただくため，医療法及び薬機法の規定に基づき，情報を提供しているものです。

※ PTSDとは

PTSD（Post Traumatic Stress Disorder :心的外傷後ストレス障害）は，死の危険に直面した後，その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり，悪夢に見たりすることが続き，不安や緊張が高まったり，辛さのあまり現実感がなくなったりする状態です。

##### (2) 医療現場における自立支援医療の利用の周知（再掲 2-2-(4)）

精神的被害によりPTSDなどの治療に必要な精神疾患に罹患した場合，自立支援医療（精神通院医療）の利用が可能であることの周知を図ります。

【障害福祉課（精神保健センター）】

##### (3) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進

精神保健福祉センター職員が犯罪被害者等支援に関する研修等を受講し，理解の促進に努めます。

【障害福祉課（精神保健センター）】

##### (4) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

###### ア 重症救急患者に対応する共同利用型病院や病院群輪番制病院に対する，運営・設備整備等に係る助成の実施

重症救急患者への医療提供を担う共同利用型病院や病院群輪番制病院の患者受入体制の充実を図るため，国庫補助金等を活用した助成を行います。

【保健医療福祉課】

※ 共同利用型病院とは

地域の拠点病院などが施設の一部を開放し，そこに地域の医師が出向いて診療を行っているものです。

※ 病院群輪番制病院とは

地域の複数の病院が当番制により診察を行っているものです。

###### イ 重篤救急患者に対応する救命救急センターに対する，運営に係る助成の実施

重篤救急患者への医療提供を担う救命救急センターの運営を支援するため，当センターの運営に要する費用の一部について助成を行います。【保健医療福祉課】

##### (5) 高次脳機能障害者への支援の充実

高次脳機能障害に関する患者・家族からの相談への対応や高次脳機能障害者支援に関する普及啓発等を行います。

【障害福祉課（精神保健センター）】

※ 高次脳機能障害とは

交通事故等による外傷性障害や脳血管疾患等を主な原因疾患として、高次脳機能（大脳で営まれる様々な機能）がおかされた状態で、記憶の障害、注意障害、遂行障害、社会的行動障害などの認知障害を主な要因として、日常生活や社会生活への適応に支障をきたすことです。

(6) 被害少年等に対応している思春期精神保健の支援者に対する技術支援

家庭内暴力や児童虐待等を受けた被害少年等に対応している支援者からの精神保健に関する問題等への相談に応じていきます。【障害福祉課（精神保健センター）】

(7) 被害少年等のための治療等の専門家養成、体制整備及び施設の増強のための施策の実施

児童福祉法の改正等に基づき児童福祉司や児童心理司の増員などを含む児童相談所の体制強化を行ったほか、弁護士や医師等の配置を行っており、引き続き、児童虐待防止対策の強化を図ります。【子ども家庭課】

(8) 里親制度の充実

里親会に里親制度普及促進を図る業務を委託し、養育里親研修や専門里親研修を実施しているほか、里親による相互交流の機会の提供、各種媒体を使った広報普及活動を行います。【子ども家庭課】

※ 里親制度とは

家庭における養育が困難又は適当でない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

(9) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

ア 夜間・休日の職員配置による体制整備

児童相談所に受付相談員（夜間）及び一時保護所に児童生活指導員を配置し、夜間・休日における体制の充実を図ります。【子ども家庭課】

イ 医療機関との協力・連携体制の充実

鹿児島大学病院での法医学鑑定医の診断・助言・指導を受けるなど、協力・連携体制の充実を図ります。【子ども家庭課】

(10) ワンストップ支援センターの相談受理体制の機能強化（再掲 1-2-(2)）

ア 県における性犯罪・性暴力被害者支援への取組の促進

・ 「FLOWER」の相談拠点における国の夜間休日コールセンターと連携した相談受理体制の機能強化に努めるほか、「FLOWER」の相談電話「#8891（全国共通短縮ダイヤル）」の周知等を図ります。

・ 様々な性犯罪等被害者への適切な対応や支援が行うことができるよう、対応能力の向上に努めます。【くらし共生協働課】

イ 性犯罪等被害者等に対する産婦人科等医療機関と連携した支援

・ 「FLOWER」を活用し、性犯罪等被害者に対し、産婦人科等医療機関と連携した緊急避妊等の必要な支援を行います。

・ 県産婦人科医学会等とともに定期的な情報交換等を行い、支援の充実を図ります。【くらし共生協働課】

#### ウ 性犯罪等被害者対応における看護師等の育成等

県産婦人科医会や医療機関に対し、性犯罪等被害者支援の知識・技能を習得した看護師等の育成や支援について協力依頼を行います。【くらし共生協働課】

#### (11) 性犯罪等被害者の相談窓口及び各種支援制度に関する情報提供(再掲1-2-(21))

##### ア 性犯罪等被害者への各種支援制度に関する情報提供

- ・ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103 (ハートさん)」や「FLOWER」の相談電話「#8891 (全国共通短縮ダイヤル)」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪等被害者が情報入手する際の利便性の向上に努めます。
- ・ 事件化を望まない性犯罪等被害者に対しても、「FLOWER」と連携し、その心情に配慮した対応を図ります。 【警察本部, くらし共生協働課】

##### イ 「FLOWER」の相談窓口の広報啓発

「FLOWER」を紹介するポケットカード等の配布のほか、各種広報媒体を介して広報啓発を行い、性犯罪等被害者が支援を受けやすくなるよう情報提供に努めます。 【くらし共生協働課】

#### (12) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の提供

診察科目及び対応可能な治療内容等の医療機能情報について、「かごしま医療情報ネット」を通して情報提供を行います。 【保健医療福祉課】

#### (13) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

- ・ 警察において、公認心理師、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーの配置に努めるとともに、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。
- ・ 精神科医、公認心理師、臨床心理士等と連携して、犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮します。 【警察本部】

## 2 学校における支援（条例第22条第2項、法第14条関係）

#### (1) 被害児童等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携

被害児童等の保護に関し、ケース会議等を活用して学校と児童相談所等の関係機関との連携を充実させるよう指導助言を行います。 【義務教育課, 高校教育課】

#### (2) 被害児童等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

- ・ 被害児童等への心理的な支援に関して高度で専門的な知識を有するスクールカウンセラーをすべての公立小・中・義務教育学校、特別支援学校、県立高等学校に派遣し、被害少年等の心のケアや保護者・教職員への助言を行います。
- ・ スクールカウンセラーの資質向上については、毎年、連絡協議会を開催し、講演や意見交換等を行います。
- ・ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等に努めます。 【義務教育課, 高校教育課, 学事法制課】

(3) **被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進**

被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、被害者支援センターへの紹介を行うとともに、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進します。【警察本部】

**3 安全の確保（条例第17条，法第15条関係）**

(1) **加害者に関する情報提供の適正な運用及び再被害防止措置の推進**

**ア 再被害防止措置の推進**

- ・ 同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、検察庁，刑事施設，地方更生保護委員会，保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して，再被害防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに，非常時の通報要領，自主警戒の方法等について防犯指導を行います。
- ・ 必要に応じて緊急通報装置を貸与し，又は警戒措置を講ずるなどして，再被害防止の措置を推進します。
- ・ 再被害防止への配慮が必要な場合には，関係機関・団体と連携します。

【警察本部】

**イ 子供を対象とする性犯罪等の再犯防止**

13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため，定期的な所在確認を行い，必要に応じて面談を行うとともに，関係機関・団体との連携強化に努めます。【警察本部】

(2) **警察における保護対策の推進**

**ア 保護対策の推進**

暴力団等による危害を未然に防止するため，暴力団等から危害を受けるおそれのある者を「保護対象者」として指定し，その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど，保護対策を推進します。【警察本部】

**イ 行方不明者対策の強化**

行方不明者届が出された者のうち，生命又は身体に危害が生じているおそれのある者等について，その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに，関係機関・団体に協力を求めるなど，行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じます。【警察本部】

(3) **再被害防止に向けた関係機関の連携の強化**

- ・ DV事案の被害者，人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者，児童虐待の被害児童等を保護し，再被害を防止するため，配偶者暴力相談支援センター，女性相談センター，児童相談所等との連携を強化します。
- ・ 学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため，学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制を密にするとともに，加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言，指導等の充実を図ります。
- ・ 児童相談所への警察職員の配置や警察との定期的な連絡会の実施により連携を図ります。

- ・ 市町村の児童福祉及び母子保健担当職員を対象とした全体研修や地域振興局単位による実務研修を開催するなど、要保護児童対策協議会の強化を図ります。

【警察本部，子ども家庭課】

※ 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童の適切な保護や支援を必要とする児童や妊婦への適切な支援を図るため、市町村や警察，学校等の関係機関・団体等により構成される組織です。

(4) 児童相談所等による一時保護等の適正な運用(再掲 2-3-(2)-ア)

- ・ 児童相談所では，児童の状況に応じて一時保護の必要性を判断し，児童相談所の一時保護所や施設への委託により一時保護を行います。
- ・ 女性相談センターでは，DV被害者等について，適当な寄宿先がなく，その者に危害が及ぶことを防ぐため保護することが必要な場合に相談に応じます。

【子ども家庭課】

(5) 児童相談所の一時保護所で，虐待を受けた子供と非行児童の混合処遇を改善させる体制整備の充実(再掲 2-3-(2)-イ)

一時保護する児童の状況に応じて個別処遇や他の児童福祉施設等への一時保護委託を行います。また，一時保護所について，安全・安心で適切なケアを提供するための環境整備等に努めます。

【子ども家庭課】

(6) 児童虐待の防止，早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 児童虐待の防止，早期発見・早期対応のための教養の実施

児童虐待の早期発見等のための教育訓練を徹底し，児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに，児童相談所等の関係機関との連携や虐待対応に当たる警察職員の指導等に児童虐待対策官を従事させるなど，児童虐待への対応力の強化を図ります。

【警察本部】

イ 児童相談所の体制強化及び好事例等の周知

全国児童相談所長研修をはじめとした各種会議等へ参加し，その情報を市町村を対象とした各種研修等において周知を図ります。

【子ども家庭課】

(7) 児童虐待防止のために行う死亡事例等の検証の実施

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析等に関し，県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会において検証します。

【子ども家庭課】

(8) ストーカー事案，DV事案への適切な対応(再掲 1-2-(10))

- ・ ストーカー事案やDV事案については，被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進します。
- ・ 関係機関・団体と平素から事案対応のための連携体制の強化を図ります。

【警察本部】

#### 4 保護、捜査過程における配慮等（条例第20条，法第19条関係）

##### (1) 警察における職員研修等の充実（再掲 1-3-(1)）

警察職員に対する各種教養時に犯罪被害者等支援の意義，具体的な支援要領に関する教養を行います。特に，犯罪被害者等支援を担当する職員に対しては，公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行います。 【警察本部】

##### (2) 性犯罪捜査担当部門への女性警察官の配置等

- ・ 性犯罪捜査を担当する部門への女性警察官の配置を促進するとともに，研修等の実施により，性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図ります。
- ・ 「FLOWER」の連携強化に努め，性犯罪等被害者の心情に配慮した対応に努めます。 【警察本部，くらし共生協働課】

##### (3) 被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため，検察庁，警察，児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い，関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するなど，被害児童に十分配慮した取組を進めます。 【警察本部，子ども家庭課】

##### (4) 犯罪被害者等のための施設改善

犯罪被害者用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに，犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装にするなど，犯罪被害者等のための施設等の改善を図ります。 【警察本部】

#### 5 個人情報の適切な管理（条例第25条関係）

##### (1) 犯罪被害者等に関する情報の保護

DV被害者等支援対象者への住民基本台帳事務等における支援措置（加害者等に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧，住民票の写し等の交付，戸籍の附票の写しの交付，選挙人名簿の抄本の閲覧に係る制限等）に関し，市町村及び市町村選挙管理委員会の適切な対応等について周知します。 【市町村課，県選挙管理委員会】

##### (2) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう，犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮し，各種広報誌，インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し，身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい，子供への声掛け，ひったくり等の発生状況等を発信します。 【警察本部】

## 第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 県民の理解の増進（条例第21条，法第20条関係）

#### (1) 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発活動の実施

- ・ 「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」の周知に努めるとともに，市町村等と連携・協力し，当該週間に合わせて，犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施します。
- ・ 被害者支援センター等との共催による「犯罪被害者支援フォーラム」を開催するなど啓発事業を実施します。 【くらし共生協働課，警察本部】

#### (2) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する広報啓発の実施

##### ア 医療関係者等に対する広報啓発の実施

県産婦人科医会等が実施する研修等において，性犯罪等被害者を含む犯罪被害者等支援施策の周知を行います。 【くらし共生協働課】

##### イ 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する広報啓発活動の実施

犯罪被害者等支援に関わりの深い医療，福祉，教育及び法律関係団体等の協力を得て，当該団体等に属する者に対し，犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を実施し，その理解の増進を図り，社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。

【くらし共生協働課，警察本部】

#### (3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

（再掲 1-2-(24)）

##### ア 潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進

「犯罪被害者支援フォーラム」や「くらし安全・安心県民大会」等の様々な機会を通じて，性犯罪等被害者，犯罪被害に遭った児童等及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し，県民の理解の増進，社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。

【くらし共生協働課，警察本部】

##### イ 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実

- ・ 被害児童生徒及びその保護者の相談等については，教職員及びスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。
- ・ 24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」やSNSによる相談・通報窓口，県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。
- ・ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など，相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等を行います。

【義務教育課，高校教育課，学事法制課】

#### (4) 若年層に対する広報・啓発

##### ア 「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」への参加呼び掛け及び大学等との連携強化

- ・ 命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」への参加を呼び掛けることに

より、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。

- ・ 犯罪被害者等支援に係る社会参加活動に関する大学生の理解を増進するため、大学等との連携を強化し、大学生ボランティアの周知、活用及び活動への支援並びに大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進するとともに、広く県民の参加を募って犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。 【警察本部，義務教育課，高校教育課，学事法制課】

#### イ 性犯罪等被害者支援に係る広報・啓発

小・中・高等学校に性犯罪等被害者支援に係る啓発資料等を配布・情報提供することにより、児童生徒等の若年層に対する啓発に取り組みます。

【くらし共生協働課】

#### ウ 「若年層の性暴力被害予防月間」における啓発活動の実施

進学・就職などにより若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる4月に合わせ、若年層の人権尊重のための意識啓発活動を行います。

【男女共同参画室】

### (5) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動（再掲 1-2-(11)）

#### ア 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実

- ・ 被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。
- ・ 24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」やSNSによる相談・通報窓口、県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。

【義務教育課，高校教育課】

#### イ 学校教育における情報モラル教育の推進

学習指導要領に基づき、情報モラル教育が着実に実施されるよう指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど、教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。

【義務教育課，高校教育課】

#### ウ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷を行わないための人権教育の推進

人権教育を推進する教職員の資質の向上を図り、児童生徒が人権意識をもってSNSを含むインターネットを利用することができるよう、人権教育に係る各種研修会等の実施など、人権教育の充実に努めます。

【人権同和教育課】

#### エ 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進

県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉などの人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識をもってインターネットを利用することができるよう、関係機関と連携して啓発活動を積極的に推進します。

【人権同和对策課】

#### オ インターネット上での人権侵害行為への対応

インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、関係機関と連携・協力し、削除要請等の対応を行います。

【人権同和对策課】

(6) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発活動の実施

ア 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発活動の実施（再掲 4-1-(1)）

- ・ 「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」の周知に努めるとともに、市町村等と連携・協力し、当該週間に合わせて、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施します。
- ・ 被害者支援センター等との共催による「犯罪被害者支援フォーラム」を開催するなど啓発事業を実施します。 【くらし共生協働課，警察本部】

イ 「若年層の性暴力被害予防月間」における啓発活動の実施（再掲 4-1-(4)-ウ）

進学・就職などにより若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる4月に合わせ、若年層の人権尊重のための意識啓発活動を行います。

【男女共同参画室】

ウ 毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発活動の実施

女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）を中心とした啓発活動を行います。

【男女共同参画室】

エ 全国交通安全運動期間を中心とした各種啓発事業の実施

春・秋の全国交通安全運動期間中及び夏・年末年始の交通事故防止運動期間中に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解と協力も得ながら展開されるように努めます。

【くらし共生協働課】

オ 人権週間等を中心とした啓発事業の実施

「人権同和問題啓発強調月間」（8月）及び「人権週間」（12月4日～10日）を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報啓発活動を実施します。

【人権同和对策課】

カ 毎年11月の「児童虐待防止推進月間」における広報啓発活動の実施

児童虐待の発生予防及び早期発見を促進するために、県全域において、各種の広報啓発活動を行い、児童虐待防止への県民の関心を喚起し、地域全体で見守る気運を醸成します。

【子ども家庭課】

(7) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

- ・ 被害者支援センター等の関係機関・団体と連携し、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性等について周知に努めます。
- ・ 警察庁作成の広報啓発用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の配布、ウェブサイト上での犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等施策について周知するとともに、スマートフォン等からのアクセスが可能なSNS等の各種広報媒体の活用を図るなど、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めます。 【警察本部，くらし共生協働課】

(8) 県民の理解の増進を図るための情報提供の実施

「犯罪被害者支援フォーラム」や「くらし安全・安心県民大会」等の様々な機会を通じて、県民が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深めるための広報に努めます。 【くらし共生協働課】

**(9) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての県民の理解の増進**

犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果を公表するなどして、犯罪被害者等が置かれている状況について県民の理解を増進するための広報啓発活動に活用します。 【警察本部】

**(10) 交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進**

警察庁において交通事故被害者等の手記をとりまとめた冊子、パンフレット等を交通安全講習会で配布するほか、イベント等において交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習の中で交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用等により、交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解増進に努めます。 【警察本部】

**(11) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進のための交通事故データの公表**

**ア 交通事故に関するデータの公表**

事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータの公表等により、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。 【警察本部】

**イ 市町村交通安全施策担当課に対するデータの提供**

交通安全施策を所管する各市町村担当課を対象に県内及び各市町村における交通死亡事故を含む統計や事故類型、年齢層別等交通事故に関するデータを提供し、その実態等について各市町村と連携して県民への周知を図ります。

【くらし共生協働課】

**2 学校における教育（条例第22条第1項、法第20条関係）**

**(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進**

- ・ 学習指導要領に基づき道德教育の充実について指導するとともに、教材やリーフレット等を配布するなどして道德科の授業の充実を図り、自他の生命を尊重する心の育成を重視した教育を推進します。
- ・ お互いが人格や個性を尊重し、自他を大切にしている実践的態度を養うために、人権に関する知的理解を深めるとともに人権感覚の育成を図ります。
- ・ モデル校を指定し、「SOSの出し方に関する教育」や「SOSの受け止め方」の研修等を行うとともに各学校でこれらが実施されるよう啓発します。

【義務教育課、高校教育課、人権同和教育課】

**(2) 学校や地域における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進**

- ・ 人権教育教職員等研修会や人権教育管理職研修会、人権教育指導者育成研修会等の実施や人権教育資料の作成などを通して、様々な人権課題に対する教職員の正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るとともに、人権尊重の視点に立った学校づくりに努めます。
- ・ 人権教育指導者研修会、人権教育ブロック別指導者研修会及び人権教育調査指導を実施し、人権問題について正しい理解と認識を深め、社会教育における人権教育の充実に努めます。
- ・ 犯罪被害者等の人権問題を含め、人権啓発研修等への積極的な参加を促進す

るとともに、研修の成果を法人・学校全体で共有するなど、人権教育のより一層の充実について依頼等を行います。

【義務教育課，高校教育課，人権同和教育課，社会教育課，学事法制課】

(3) 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実

ア 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実

小・中・高等学校において、教職員に対し、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに、犯罪抑止のための教育を推進します。

【義務教育課，高校教育課】

イ 学校教育における非行防止教室の開催などの促進

生徒指導部が中心となり、新聞記事や具体的な事例、外部からの情報提供や苦情等の機会を捉えて、非行防止に関する指導や呼びかけを行うとともに、所管の警察署等による講話等の協力を得るなど指導を行います。 【高校教育課】

ウ 講師派遣や情報提供

教職員に対する各種研修等において、犯罪被害者等支援に関する講師の派遣や資料の提供などの情報提供に努めます。 【くらし共生協働課】

(4) 児童生徒を対象とした暴力抑止のための参加型学習への取組

- ・ ジュニア・リーダー研修会で人権教育の充実に努めます。
- ・ 各学校において、1・2学期に「いじめ問題を考える週間」を設定し、児童生徒が主体的にいじめ問題を考え議論する取組を推進します。
- ・ 「鹿児島県いじめ問題子供サミット」を開催し、県内の児童生徒が相互に交流する活動を通していじめ問題について共に考える機会とし、自主的にいじめ防止に取り組む契機とします。 【社会教育課，義務教育，高校教育課】

※ ジュニア・リーダー研修会とは

子ども会の指導や世話をしているジュニア・リーダー（中学生・高校生）の現状や課題を把握し、組織の運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら、活力ある地域づくりのために自ら主体的に取り組むジュニア・リーダーを養成するための研修会です。

※ 「鹿児島県いじめ問題子供サミット」とは

教職員・保護者・関係機関が子供と一緒にいじめの問題について考え、各地区や先進校での実践事例を持ち寄り、意見を交流するものです。

(5) 性犯罪等対策に関する教育の推進

- ・ 小・中・高等学校の保健体育や特別活動の時間等において、性に関する指導や性犯罪に関する学習を実施するよう指導するとともに、学習に関する教材や資料等の情報を提供するなどして啓発を行います。
- ・ 性犯罪等に関する教育を推進するために、研修を充実させ、教職員の意識の高揚に努めます。 【義務教育課，高校教育課，保健体育課】

(6) 家庭における命の教育への支援の推進

家庭学級研修会での人権学習の実施及び市町村教育委員会主催の家庭教育学級・公民館講座等での人権学習の実施を通じて、命の教育を含めた人権教育の充実に努めます。 【社会教育課】

(7) 犯罪被害者等による講演会の実施

中学生・高校生等を対象に犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の

思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の醸成に努めます。 【警察本部，義務教育課，高校教育課，学事法制課】

## 第5 刑事手続への関与拡充への取組

### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

#### (基本法第18条関係)

#### (1) 告訴・告発、被害届等の適切な受理

- ・ 犯罪被害者等からの被害の届出や告訴・告発について、迅速な受理に努めるなど、適切に対応します。
- ・ 事案の状況に応じ、加害者に対する指導や警告による被害拡大防止について検討するとともに、捜査以外の部門や他の関係機関による対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど必要な措置を講じます。【警察本部】

#### (2) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障がない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供します。【警察本部】

#### (3) 日本司法支援センターとの連携と情報提供

日本司法支援センター（法テラス）との連携を図り、弁護士相談や損害賠償請求相談を希望する被害者に対して、日本司法支援センターによる民事法律扶助制度を紹介するなど周知を図ります。【くらし共生協働課】

#### (4) 刑事手続等に関する情報提供の充実（再掲 1-2-(20)）

刑事手続等や関係機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について、分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に交付し、早期の情報提供に努めます。【警察本部】

#### (5) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に関するパンフレットの作成・配布により、遺族に対し、その目的・手続等に関する適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。【警察本部】

#### (6) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分

警察において、証拠物件の証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該証拠物件の還付方法について犯罪被害者等の意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。【警察本部】

#### (7) 捜査に関する適切な情報提供等

- ・ 捜査への支障などを勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報提供に努めます。
- ・ 被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講じます。
- ・ 被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の状況や要望のうち、他の関係機関や民間被害者支援団体と共有が必要のあるものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図ります。【警察本部】

(8) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的分析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進します。

【警察本部】

